

## V.O.S.メニューロゴマーク使用管理要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、大阪府民の健康寿命の延伸をめざし、健康的な食環境整備の推進を図るため、野菜たっぷり・適油・適塩に配慮したヘルシーメニュー（「以下、「V.O.S.メニュー」という。）にかかるロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を定め、その使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 V.O.S.メニューとは、別表1の基準を満たす食品をいう。

### (使用目的)

第3条 ロゴマークは、V.O.S.メニュー及びその商品を府民に広く周知し、府民の健康増進に寄与する目的で使用する。

### (著作権等)

第4条 ロゴマークは、別表2に掲げるものとする。色彩は、別途「使用ガイドライン」に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 ロゴマークの著作権は大阪府が所有する。
- 3 ロゴマークは、何人も無断で使用してはならない。
- 4 何人もロゴマークと誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用、または商標登録の出願をしてはならない。

### (使用できる者)

第5条 ロゴマークは、使用目的に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 各種関連法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 大阪府の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると大阪府知事（以下「知事」という。）が認める場合

(ロゴマーク使用申請)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、本要領に基づき、あらかじめ「V.O.S.メニューロゴマーク使用承認申請書（様式1号）」（以下「使用申請書」という。）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず使用申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 地方公共団体が使用目的に沿って使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(使用承認)

第7条 知事は、前条の使用申請があった場合は、本要領に反する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

2 前項の承認は、「ロゴマーク使用承認証（様式2号）」（以下「使用承認証」という。）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用ガイドラインを遵守すること。
  - (2) 営利を目的とした使用は行わないこと。
  - (3) ロゴマークを使用した商品の製造及び活用は、使用者の責任において行うこと。
  - (4) ロゴマークの使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- 2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、承認された商品にのみ使用し、大阪府の指示する使用条件に従わなければならない。

(大阪府の施策への協力)

第9条 使用者は、大阪府が実施する食環境整備等の健康づくり施策に協力するよう努めなければならない。

(使用料金及び期間)

第10条 ロゴマークは無償で使用できるものとし、使用期間は第7条による使用承認証の交付日から1年間とする。

2 前項の期間の満了の1か月前までに、使用者から、使用を終了する旨の申出がない場合は、使用期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(変更及び中止)

第11条 第7条第2項の規定により使用承認を受けた者は、承認された内容に変更が生じた場合は、速やかに知事あて使用申請書により届け出るものとする。また、使用を中止する場合にも、使用申請書により届け出るものとする。

(使用状況の報告等)

第12条 知事は、使用者に対し、本ロゴマークに係る商品等の閲覧、又は提出を求めること、立ち入り等の調査、又は指示をすることができるものとする。

2 使用者は、知事から求められた場合には、その使用状況の報告を行わなければならない。

(使用承認の取消)

第13条 知事は、ロゴマークの使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該使用承認（承認内容の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

2 大阪府は、前項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第14条 ロゴマーク使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

2 使用者は、使用承認に基づいて製造する商品について商標もしくは意匠登録の出願をしてはならない。

(損失補償等の責任)

第15条 大阪府は、ロゴマークの使用を承認したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により大阪府に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大阪府に賠償する。

4 第7条第2項の規定により使用承認を受けていない者が、ロゴマークを使用し、大阪府に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大阪府に賠償する。

(補則)

第16条 本要領に定めるもののほか、本ロゴマークの使用管理につき必要な事項または疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、知事が決定するものとする。

附 則

本要領は、平成28年12月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

■ V.O.S.メニュー認定基準

	野菜	脂質	食塩相当量
1食あたりの基準	120g以上	脂肪エネルギー比率 30%以下	3.0g以下

※野菜はきのこ・海藻含む。いも類は含まない。

【1食あたりの例】

- ① 定食、弁当など主食とおかずが組み合わせてあるもの
- ② 丼類・すし・カレー・パスタ類・麺類などの単品料理と他の料理がセット提供されているもの
- ③ 商品を組み合わせて1食として販売提供されているもの

別表2 (第4条関係)

■ V.O.S.メニューロゴマーク

